

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度 第1回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開 催 期 間	令和2年5月15日（金）～令和2年6月4日（木）
開 催 方 法	書面会議（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）
出 席 者	明石隆行委員、安藤和彦委員、石田慎二委員、上野谷加代子委員、大西雅裕委員、岡崎成子委員、河野和永委員、佐藤嘉枝委員、武正行委員、所めぐみ委員、富岡量秀委員、長尾祥司委員、橋本有理子委員、畑中光昭委員、原啓一郎委員、肥田時子委員、藤本良知委員、三田優子委員、三戸隆委員
欠 席 者	なし
案 件 名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長の選出及び副委員長の指名について 2. 審議会の運営について 3. 専門分科会等の委員の選出について 4. 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて 5. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について（諮問） 6. 今年度の主な報告・審議事項について <ol style="list-style-type: none"> (1)（仮称）枚方市手話言語条例の制定に向けて（報告） (2) 枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)及び枚方市障害者計画(第4次)の策定について（報告） (3)（仮称）子どもを守る条例の制定について（報告）
提出された資料等の名	<p>次第</p> <p>資料 1. 枚方市社会福祉審議会(本審)委員長の選出について(案)、枚方市社会福祉審議会(本審)副委員長の指名について(案)</p> <p>資料 2. 枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領(案)</p> <p>資料 3-1. 枚方市社会福祉審議会委員名簿(案)</p> <p>資料 3-2. 枚方市社会福祉審議会委員名簿(指名済み)</p> <p>資料 4. 枚方市社会福祉審議会の構成、各専門分科会の概要</p> <p>資料 5. 枚方市社会福祉審議会条例</p> <p>資料 6. 枚方市社会福祉審議会規則</p> <p>資料 7-1. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について(諮問)</p> <p>資料 7-2. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について</p> <p>資料 8. (仮称)枚方市手話言語条例の制定に向けて</p> <p>資料 9. 枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)及び枚方市障害者計画(第4次)の策定について</p> <p>資料 10. 「(仮称)子どもを守る条例」の制定について</p> <p>参考資料1. 枚方市機構図(令和2年4月1日現在)</p>

<p>決 定 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長は上野谷加代子委員とし、副委員長は所めぐみ委員、肥田時子委員とする。 ・会議は公開とし、傍聴の取扱いについては事務局案「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領」のとおりとする。 ・会議録に記載する発言者の表記は、「委員長」若しくは「委員」と記載する。 ・各専門分科会等における各委員は事務局案「枚方市社会福祉審議会委員名簿」のとおりとする。 ・各専門分科会・審査部会の運営方法について、条例や規則に定めるものの他は、それぞれの専門分科会・審査部会において審議する。 ・枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について、枚方市長から枚方市社会福祉審議会上野谷加代子委員長に諮問を行った。
<p>会議の公開、非公開の別及び非公開の理由</p>	<p>公開</p>
<p>会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由</p>	<p>公開</p>
<p>傍 聴 者 の 数</p>	<p>—</p>
<p>所 管 部 署 (事 務 局)</p>	<p>健康福祉部 健康福祉総務課</p>

審 議 内 容

1. 審議経過

- ①令和2年5月15日（金） 事務局から委員へ資料を送付
- ②令和2年5月20日（水） 委員からの意見を集約【1回目】
- ③令和2年5月25日（月） 事務局から委員へ意見及び事務局見解を付記し送付
- ④令和2年5月29日（金） 委員からの意見を集約【2回目】
- ⑤令和2年6月3日（水） 委員長に意見等を最終確認
- ⑥令和2年6月4日（木） 事務局から委員へ結果を送付

2. 案件説明・意見等

案件1. 委員長の選出及び副委員長の指名について

（事務局）

- ・委員長の選出について、社会福祉法第10条の規定により、枚方市社会福祉審議会（本審）の委員長は委員の互選により置くこととされており、**資料1**の事務局案について、ご意見がないかお諮りするものです。
- ・あわせて、副委員長を2名置いてはどうかと考えており、**資料1**の事務局案について、ご意見がないかお諮りするものです。

（委員）

意見等はありません。

（事務局）

意見等がありませんので、事務局案のとおり決定いたします。

案件2. 審議会の運営について

①審議会の公開・非公開について

（事務局）

「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、本会議の公開・非公開の取り扱いについて、「枚方市社会福祉審議会条例」第8条第1項では、「審議会の会議は公開とする」とされています。ただし、同条第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしていますが、今回の審議会の案件は、いずれにも該当しないことから公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（委員）

意見等はありません。

（事務局）

意見等がありませんので、事務局案のとおり決定いたします。

②傍聴について

（事務局）

会議の傍聴について、**資料2**の取扱要領（案）のとおりとしてよいとお諮りするものです。

(委員)

広報での傍聴希望の掲載に際しては、情報保障の配慮（手話通訳・要約筆記・点字資料）等に関する事の掲載が必要と考える。今回のような場合、希望市民に資料配布を行う？

(事務局)

会議を傍聴する際、手話通訳者の都合により、ご利用できない場合もありますが、今後、事前に申しいただくことで手話通訳をご利用できる旨、お知らせしていきます。会議の開催スケジュールや資料の量により、点字資料や要約筆記の希望にすべて対応することはできませんが、ご希望があればできる限り対応するよう努めてまいります。また、今回の会議資料は、ご希望があればお渡しいたします。

(委員長)

可能な限り対応するよう努めるとあり、これでよいと思います。

(事務局)

ご意見等はありませんでしたが、ご異議はありませんので、事務局案のとおり決定いたします。

③会議録等の取扱いについて

(事務局)

「社会福祉審議会条例」第8条第2項で「審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。」と規定されています。会議録は、審議内容を把握することが目的ですので、発言者は委員長もしくは委員という記述にしたいと考えておりますが、ご意見がないかお諮りするものです。

(委員)

意見等はありません。

(事務局)

意見等がありませんので、事務局案のとおり決定いたします。

案件3. 専門分科会等の委員の選出について

(事務局)

・「社会福祉審議会条例」第10条の規定により「専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する」となっております。資料3-1にお示ししている分科会委員の事務局（案）に、ご意見がないかお聞きするものです。

・また、各専門分科会のうち、障害福祉専門分科会の第1審査部会及び第2審査部会は、すでに案件が発生し、4月に早急に委員を指名する必要がありました。委員長が選出されていないことから、資料3-2のとおり、障害福祉専門分科会（各審査部会含む）の委員を市長が指名しましたので、報告するものです。

(委員)

意見等はありません。

(事務局)

ご意見はありませんでしたが、資料3-1の委員の職について、一部記載誤り及び所属団体の変更がありましたので、修正した資料3-1を改めて送付させていただくとともに、事務局案のとおり決定いたします。

案件4. 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて

(事務局)

「社会福祉審議会条例」第10条第6項の規定により「専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議をもって審議会の議決とすることができる。」となっております。また、「社会福祉審議会規則」第4条では、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定めると規定しています。

そのため、各専門分科会・審査部会の運営方法について、条例や規則に定めるものの他は、それぞれの専門分科会、審査部会でご審議いただきたいと考えておりますが、ご意見がないかお聞きするものです。

(委員)

規則第4条で審議会の運営は委員長が定めると規定していますので、当然分科会等の運営も委員長が定めるものと解釈できます。従って、分科会等で審議いただくという提案説明をされているのはどういうことでしょうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、分科会等を含む審議会の運営は委員長が定めるものです。その上で、今回のご提案は、委員長が分科会等の運営について、各分科会の判断に任せてよいか、委員長に代わり事前に委員の皆様にご意見がないかお聞きするため、説明させていただいたものです。最終的に、委員長に確認の上、確定いたします。

(委員長)

規則第4条での運営ですが、実際は、各分科会の審議を尊重し、判断をお任せしている。事務局（担当分科会）からの説明のとおり、調整をしており、現状でよい。

(委員)

各々の専門分科会で十分議論された内容が、委員長の見解と大きく異なることは一般的に考えられないと思いますが、各分科会と審議会が課題の共有化等をどれだけ維持できるかが大事。

(事務局)

- ・審議会（本審）と専門分科会が課題の共有化を図れるよう、今後も各分科会からの説明を行ってまいりたいと考えております。
- ・ご意見等はありませんでしたが、ご異議はありませんので、事務局案のとおり決定いたします。

案件5. 枚方市成年後見制度利用基本促進基本計画の策定について（諮問）

(事務局)

- ・枚方市成年後見制度利用促進基本計画の作成にあたり、枚方市社会福祉審議会（本審）に諮問します。

- ・枚方市成年後見制度利用促進基本計画は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることで財産の管理や生活上の手続き等において、判断能力が十分でない方を社会全体で支え合う重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことから、本市の実情や特性に応じた成年後見利用促進の段階的・計画的整備を図るための施策を推進するため、策定するものですが、ご意見がないかお聞きするものです。

なお、同計画策定にあたり、国が示す基本事項及び本市の現状・特徴を踏まえた計画となるよう、策定事務を進めます。同計画の詳細は資料7-2のとおり。

計画の策定にあたり、会議を3回程度（9月・11月・1月）開催する予定です。

(委員)

ご指摘のとおり、制度への関心は高いものの、実際の利用に結びついていない事例が見受けられる。

また、後見人の対応に関しても個人差が見受けられる。制度の周知と共に、資質の向上に関しても議論が必要と思われる。

(事務局)

本計画策定にあたり、関係団体・事業所へのヒアリング等を通して、実際の事例から浮き彫りとなった現状や課題を踏まえた内容となるよう、策定事務を進めてまいります。

また、後見人の資質向上についても、委員の皆様のそれぞれの見地からご意見をいただきながら検討してまいります。【担当課：健康福祉総務課】

(委員)

・より利用しやすく実のあるものにするため、現場で日常抱えている課題等を取りまとめ、検討課題に落とし込んでいただきたい。

・2. 主な内容—(3) 必要な人を「発見」、物を見つけるわけではありませんので、他の言葉は見つかりませんか。また、ハードルが高くて、利用料の発生やらで、少しの財産では、手が届かないのではないのでしょうか。

(委員長)

後見人の資質向上についての計画が必要。

(事務局)

・いただいたご意見を踏まえ、今後の計画策定に向けて事務を進めてまいります。【担当課：健康福祉総務課】

・ご意見等はありませんでしたが、ご異議はありませんので、5/25 付けで枚方市長から上野谷加代子委員長に諮問いたしました。

案件 6. 今年度の主な報告・審議事項について

(1) (仮称) 枚方市手話言語条例の制定に向けて (報告)

(事務局)

手話への理解及び手話の普及促進を図るため、令和3年3月の条例案提出に向けて取り組みを進めている「(仮称) 枚方市手話言語条例」の概要について報告するものです。

条例の制定にあたっては、市長の附属機関として(仮称) 枚方市手話言語条例策定審議会を設置し、当事者も交え幅広いご意見をいただくため諮問するとともに、庁内関係部署による議論も深めながら策定します。詳細は資料8のとおり。

(委員)

障害者権利条約の批准、差別解消法の施行等の流れから、手話言語条例の制定は必要視されてきた経過から、本条例制定は必要と考える。また、制定を待たずして、今回の「コロナ」に関連した情報提供に手話対応が後手であった印象は否めない。このような問題の現状分析も重ねてお願いしたい。

また、ろう者には様々な当事者がおり、必ずしも手話での対応でない人もおり、多様なコミュニケーションのあり方も考えて頂きたいと考える。

また、教育分野での課題に関しても現状と課題を検討するべきだと考える。

(事務局)

本条例の制定については手話を言語として再確認し、市民等への啓発他、総合的かつ計

画的な施策の推進を図ることを主旨としています。
多様なコミュニケーションのあり方については、障害者差別解消法に基づく合理的配慮として引き続き、広く市民にむけての情報保障を推進してまいります。【担当課：地域健康福祉室（障害福祉担当）】

（委員長）

実行性のある条例にする努力が必要。

（事務局）

いただいたご意見を踏まえ、実行性のある条例となるよう、今後の条例制定に向けて事務を進めてまいります。【担当課：地域健康福祉室（障害福祉担当）】

（2）枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）及び枚方市障害者計画（第4次）の策定について（報告）

（事務局）

令和3年度から5年度の3年間を計画期間とする枚方市障害福祉計画（第6期）と枚方市障害児福祉計画（第2期）の策定と並行して令和3年度から8年度の6年間を計画期間とする「枚方市障害者計画（第4次）」の策定について報告するものです。

計画の作成にあたり、「枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会」へ諮問します。

詳細は資料9のとおり。

（委員）

障害福祉計画は、目標数値の検討に偏りがちの感があり、数値の分析や地域の情勢分析に関する議論ができればと思う。

また、施策課題の議論と共に、推進策（人材育成等）の検討等に関しても議論できればと考える。

また、福祉計画は施策が多岐にわたるので、専門部会等において部局ごとの施策説明等をする機会を設定して貰いたいと考える。

（事務局）

福祉計画等の策定を進めるに当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要とされています。それらを踏まえ、成果目標の設定や障害福祉サービス量の見込を定めることとしており、総合的な見地から議論いただき、数値等設定を含めて効果的な計画の策定に努めてまいりたいと考えます。

また、障害者計画につきまして、適宜担当部局の出席を求め、部局ごとの施策についての説明等の機会を設定してまいりたいと考えております。【担当課：地域健康福祉室（障害福祉担当）】

（委員）

- ・数値目標等ではなく具体的な内容、質の議論ができればと思う。
- ・社会の中で生活をするためには、何を必要としているのか、高齢化と障害の重度化が進む中で、将来を見据えた計画づくりをまた、事業所の在り方の見直し、事業所の人材、質の向上なども計画の中に盛り込んでほしいです。

（委員長）

各々の役割の明確化をする。（参画と協働）

(事務局)

いただいたご意見を踏まえ、今後の計画策定に向けて事務を進めてまいります。【担当課：地域健康福祉室（障害福祉担当）】

(3) (仮称) 子どもを守る条例の制定について (報告)

(事務局)

子どもたちを虐待などから守り、全ての子どもが一人の人間として尊重され、夢と希望をもって成長していけるよう、令和3年3月の条例案提出に向けて取り組みを進める「(仮称) 子どもを守る条例」の概要について報告するものです。

条例の制定にあたっては、「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」へ諮問するとともに、子どもたちや地域の大人たちの意見などを十分に聴き、庁内関係部署による議論も深めながら制定します。詳細は資料10のとおり。

(委員)

障害児の課題に関しても議論をして頂きたい。

分離社会を否定するインクルーシブ社会の形成には、児童期の取組が欠かせないと考えます。障害の捉え方や、権利保障のあり方等が示されればと思います。

また、「ひきこもり」に関する課題も教育と地域、福祉と連携した仕組み作りが求められると思います。

(事務局)

障害の有無にかかわらず、子どもの人権を尊重することを基本に、全ての子どもの成長を、社会全体で見守ることができる条例となるよう議論していきます。また、子どもが社会に対して主体的に関わりながら成長していけるよう、子どもを取り巻く現状や課題にも配慮しつつ、各主体の役割等も含めた議論を進めていきたいと考えています。【担当課：子どもの育ち見守りセンター】

(委員)

権利保障の在り方で、どの範囲で義務を課せられるのか、それぞれの立場に応じた仕組みづくりが必要。

(委員長)

子どもを「主体」として考える。年令のシームレスを、包括的に考える。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえ、今後の条例制定に向けて事務を進めてまいります。【担当課：子どもの育ち見守りセンター】

○その他

(委員)

全体に、例えば、外国籍、医療的ケア児等への配慮が必要です。また、今回の新型コロナのように環境、災害に危機的状況への対応も加えて考えねばならないかと考えます。

(事務局)

ご意見をいただいた配慮の視点について、各専門分科会と情報共有を行い、各々の調査審議の場にて、必要に応じて検討してまいります。

(委員)

令和2年度における本審、各専門分科会、各計画策定、各条例策定等、全体のスケジュールを整理しておく必要があるのでは。

(事務局)

令和2年度は各分科会において多数の計画や条例の調査審議が行われることから、全体スケジュールを作成し、委員の皆様に改めて送付いたします。

(委員)

前回任期時に、毎回の審議に先立ち「ミニ学習」を行っておられましたが、同様の取組をしていただければと希望します。

また、昨今の審議会は、「～計画」の諮問等が議論の中心になっており、それが役割だと認識していますが、参加委員の問題意識などを、意見交換・交流できる場もあればと思います。

(事務局)

各委員にご講義いただいております「ミニ学習」や意見交換・交流の場について、委員の皆様のご意見を確認した上で検討してまいります。

3. 決定事項

案件1. 委員長の選出及び副委員長の指名について

委員長は上野谷加代子委員とし、副委員長は所めぐみ委員、肥田時子委員とする。(5/25決定)

案件2. 審議会の運営について

- ・会議は公開とし、傍聴の取扱いについては事務局案「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領」のとおりとする。
- ・会議録に記載する発言者の表記は、「委員長」若しくは「委員」と記載する。

案件3. 専門分科会等の委員の選出について

各専門分科会等における各委員は事務局案「枚方市社会福祉審議会委員名簿」のとおりとする。

案件4. 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて

各専門分科会・審査部会の運営方法について、条例や規則に定めるものの他は、それぞれの専門分科会・審査部会において審議する。

案件5. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について（諮問）

枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について、枚方市長から枚方市社会福祉審議会上野谷加代子委員長に諮問を行った。(5/25付)

以上